第１号様式（第５条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により補助金の交付を申請します。 | |
| 交付申請額 | 円 |
| 事業の目的 |  |
| 事業期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | ⑴　補助事業に係る事業計画書  　⑵　補助事業に係る収支予算書  ⑶　団体の定款、規約、又はこれに代わる書類  ⑷　役員等名簿  ⑸　団体のこれまでの事業実績が分かる資料及び前年度の収支決算書  ⑹　個人情報の取扱に係る規程 |

第２号様式（第７条関係）

京都市指令文共第　号

年　月　日

団体名

代表者名

京都市長

担当

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付で申請のあった、　年度京都市若年被害女性等支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　交付予定額　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付

補助金は、事業完了後に交付することになります。

ただし、特に必要と認めるときは、事業完了前に交付予定額の一部について概算払をすることがあります。補助金の概算払を受けようとするときは、第７号様式を提出してください。

３　交付の条件

（１）補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。

（２）実施に当たっては，京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱及び令和７年度京都市若年被害女性等支援事業補助金募集要領の定めを遵守してください。

（３）申請書及びその添付書類の記載事項を変更する場合は、第４号様式によりあらかじめ市長の承認を受けてください。

（４）本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第５号様式によりあらかじめ市長の承認を受けてください。

（５）事業終了後３０日以内に、第６号様式に必要な書類を添えて提出してください。

（６）上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

第３号様式（第７条関係）

京都市指令文共第　号

年　月　日

団体名

代表者名

京都市長

担当

京都市若年被害女性等支援事業補助金不交付決定通知書

年　月　日付で申請のあった、　年度京都市若年被害女性等支援事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

１　補助申請額　　　　　　　　　　円

２　不交付の理由

３　教示

⑴　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

⑵　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式（第８条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により変更の承認を申請します。 | |
| 交付申請額 | 円 |
| 変更の内容 |  |
| 添付書類 |  |

第５号様式（第８条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金中止・廃止承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第２号の規定により補助事業の中止・廃止の承認を申請します。 | |
| 対象事業 |  |
| 交付決定日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 決定番号 |  |
| 中止・廃止年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 中止・廃止の理由 |  |

第６号様式（第９条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により補助事業の実績を報告します。 | | |
| 事業実績 | 対象経費 | 円 |
| 補助金額 | 円 |
| 事業期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | |
| 添付書類 | ⑴　補助事業の実施報告書  ⑵　補助事業の収支決算書  ⑶　領収書の写し  ⑷　その他実施事業の参考となる書類 | |

第７号様式（第１０条関係）

文共第　号

年　月　日

団体名

代表者名

京都市長

担当

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付額決定通知書

年　月　日付け京都市若年被害女性等支援事業補助金実績報告書について、内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第１９条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

（補助金等を減額して交付決定する場合のみ記載）

１　減額理由

２　教示

⑴　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

⑵　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第８号様式（第１１条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金概算払請求書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金の概算払を請求します。 | |
| 補助金交付予定額 | 円 |
| 概算払請求額 | 円 |
| 請求理由 |  |

第９号様式（第１２条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名    電話 |

|  |  |
| --- | --- |
| 京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により以下のとおり報告します。 | |
| 補助金額  （市長が決定した交付金額） | 円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に　係る仕入控除税額  （要返還額）※ | 円 |
| 添付書類 | ⑴　消費税確定申告書の写し  ⑵　その他記載内容を確認するための書類 |

※　仕入税額控除制度を活用していない場合も、０円と記載の上、報告してください。